

第13章 通信連絡および輸送

第1節 水防通信連絡

水防上緊急を要する通信は、防災行政無線局が設置されている所は無線通信を主として使用し、無線施設のない所は一般加入電話等による外、近距離の連絡確保のため通信の発着点、資材備蓄所、水防作業現場等には必ず自転車等の伝令を配置するものとする。なお、県所管の防災行政無線局及び水防関係機関電話番号表は、付表－2（「参③-3」頁）・付表－4（「参③-12」頁）のとおりである。

第2節 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第3節 放送機関の協力体制

県は、次の各項号につき必要があると認めたときは放送機関に対し、すみやかに放送を行うよう要請するものとする。

- 1 国土交通省、県が発表する水防警報
- 2 県が緊急に水防管理団体に対して発する水防のための出動の指示
- 3 県が一般県民に対し避難を開始すべき必要がある旨を告げる警告
- 4 国土交通省または県が氾濫状況、氾濫予想区域を県民一般に知らせる発表

第4節 その他の通信施設の使用

専用の電話及び一般加入電話により通信が途絶、または著しくふくそうし、特に緊急を要する場合は、法第27条及び電波法第52条の規定により「非常通信」として次に掲げる機関の通信施設を使用するものとする。なお、各通信施設の所在地については地域防災計画を参照のこと。

- 1 警察通信施設
- 2 国土交通省関係通信施設
- 3 電気事業関係通信施設
- 4 鉄道関係通信施設
- 5 その他の通信施設

- (1) アマチュア無線、民間等の無線通信施設の使用が不可欠のときは、電波法第52条の規定による「非常通信」の取扱いとして、施設管理者に通信連絡の要請を行うこと。